

中心市街地活性化に関する各府省庁による 近年の取組状況及び令和5年度予算概算要求等の概要

1. 各府省庁による近年の取組状況・・・・・・・・・・ P1～P18

府省	支援措置	支援措置区分
内閣府	地方創生推進交付金	(3)
	地域少子化対策重点推進交付金	(3)
総務省	中心市街地活性化ソフト事業	(2) ①
	中心市街地再活性化特別対策事業	(2) ①
文部 科学省	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	(3)
	伝統的建造物群基盤強化事業	(3)
	公立文教施設の整備	(3)
厚生 労働省	医療提供体制施設整備交付金	(3)
	社会福祉施設等施設整備費補助金	(3)
	保育所等整備交付金	(3)
	保育対策総合支援事業費補助金	(3)
	地域支援事業交付金	(3)
農林 水産省	農村集落基盤再編・整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)	(3)
	地域用水環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)	(3)
	食品流通拠点施設整備事業 (強い農業総合支援交付金)	(3)
経済 産業省	地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業 (地域商業機能複合化推進事業)	(2) ②
国土 交通省	中心市街地共同住宅供給事業	(1)
	社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)	(2) ①
	防災・安全交付金(暮らし・にぎわい再生事業)	

支援措置区分：(1) 法に定める特別の措置 (2) ①認定と連携した特別措置 (2) ②認定と連携した重点的な支援措置 (3) その他の支援措置

2. 令和5年度予算概算要求等の概要・・・・・・・・・・ P19～P23

3. 各府省庁補足説明資料・・・・・・・・・・ P24～P44

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

内閣府地方創生推進事務局

【支援措置名】 地方創生推進交付金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 地域再生法に基づく地域再生計画に位置付けられた、地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援。
【近年の取組状況】 ○令和4年度においては、令和4年3月に第1回交付対象事業の決定、8月に第2回交付対象事業の決定を行った。 ○中心市街地活性化基本計画に記載された交付対象事業の例（2022年度採択事業） 【岐阜市シェアサイクル事業】 岐阜県岐阜市 サイクルポートを整備することで市内を周遊しやすい環境を作り出し、県外市外からの観光誘客を図るとともに、まちなかの回遊性を高めるもの。 ※「withコロナ・ポストコロナ時代を生き抜くための、働く場づくり×快適な生活環境づくりによる岐阜市版生活シフトの実現」としての採択額 25,001千円の内数 【まちなかスタートアップ事業】 富山県高岡市 小売業、サービス業などで起業を志す方へのサポート体制を充実させるとともに、起業・創業者の事務所として中心市街地の空き家・空き店舗のマッチングをサポートする。 ※「Startup connect project」としての採択額 114,240千円の内数 【中心市街地空き家空き店舗調査事業】 富山県高岡市 空き家・空き店舗の現状や大家の意向を調査し、課題の整理と休眠資産の掘起しに繋げるとともに、シャッター通りの解消に向けた、新たな支援策の要否の判断材料とする。 ※「まちなか賑わい創出プロジェクト」としての採択額 15,662千円の内数
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

内閣府

【支援措置名】 地域少子化対策重点推進交付金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 地方公共団体が行う少子化対策事業（「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」）について、優良事例を横展開することにより、地域の実情や課題に応じた取組を支援する。 また、新婚世帯を応援する結婚新生活支援事業を支援するとともに、国・地方公共団体・地域の結婚支援の連携強化を担う「結婚支援コンシェルジュ」の配置を支援する。
【近年の取組状況】 ○令和4年度においては、4月1日交付決定時点で、44の都道府県と719の市町村が本交付金を活用して事業を実施している。 <活用事例> 【長崎県 未来を照らす「ながさき結婚・子育て」推進事業】 県・市町の連携体制のもと、結婚・子育て応援の機運醸成を目的とし、各種メディアを活用した効果的かつ効率的な情報発信を実施する。 加えて、地域・企業コーディネーターを活用し、企業や地域コミュニティなどにおける主体的な結婚・子育て支援の取組を促進する。 【長野県 社会全体で結婚・子育て応援事業】 官民協働組織「長野県将来世代応援県民会議」が実施主体となり、県民会議の開催や長野県民を対象とした意識調査の実施に加え、子育て応援の機運醸成を目的とし、子育てパスポートの認知度向上・協賛店舗拡大の取組や、「いい育児の日」（11/19）の普及啓発及び「子育て川柳」の取組等を推進するもの。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

総務省地域力創造グループ地域振興室

【支援措置名】 中心市街地活性化ソフト事業
【支援措置区分】 (2) ①認定と連携した特例措置
【概要】 市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置する。
【対象事業の分類】 ①イベント事業 ②講演会、シンポジウム等 ③後継者育成研修事業 ④事業の具体化のための調査、資金計画、事業性評価、合意形成等 ⑤空き店舗対策事業 ⑥その他特に重要なソフト事業 【近年の取組状況】 令和3年度においては、516件を特別交付税の対象とした。
【備考】

【支援措置名】 中心市街地再活性化特別対策事業

【支援措置区分】 (2) ①認定と連携した特例措置

【概要】

市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を一般単独事業債の対象とする。

【対象となる施設整備の例】

- ・ 集客力を高める施設の整備（市民広場、ホール、駐車場等）
- ・ 地域の産業の振興に資する施設の整備（展示施設等）
- ・ 良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備（ポケットパーク等）
- ・ 子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備（託児所等）

【近年の取組状況】

令和3年度においては、14事業・総額6,119百万円を一般単独事業債の対象とした。

【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

文化庁文化資源活用課

【支援措置名】 国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 文化財保護法第 35 条第 1 項等の規定に基づき、重要文化財の管理又は修理に要する経費について支援する。
【近年の取組状況】 ○本事業では、重要文化財建造物に対し、経年劣化等の破損状況に応じ、適切な周期で必要な保存修理事業を実施している。また、修理時期の文化財を活用し、修理現場の公開や、修理によって得られた新たな知見を公開するための情報発信を同時に実施している。令和 4 年度では、179 件の事業を実施している。(令和 4 年 9 月現在) ＜採択事業＞ ・京都府京都市 真宗本願寺東本願寺阿弥陀堂門ほか 2 棟保存修理事業 (R 3-R 6) 事業費 113,000 千円 国庫補助額 56,500 千円 ・岡山県倉敷市 井上家住宅ほか 4 棟保存修理事業 (H24-R 4) 事業費 45,000 千円 国庫補助額 38,250 千円 ・愛媛県松山市 道後温泉本館神の湯本館ほか 7 棟保存修理事業 (H29-R 6) 事業費 338,682 千円 国庫補助額 169,341 千円 ・長崎県長崎市 聖福寺大雄宝殿ほか 3 棟 (R 2-R11) 事業費 130,000 千円 国庫補助額 110,500 千円 (など) ＜代表事例＞ 【愛媛県松山市 道後温泉本館神の湯本館ほか 7 棟保存修理事業】 道後温泉の中核施設である道後温泉本館他に対し、耐震補強工事を含めた保存修理事業を実施し、事業期間中も、現場公開等において保存修理事業の情報発信をおこなう。これにより来訪者の増大にともなう新たな雇用の創出や、空き店舗の解消、若者の地方回帰に寄与する。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

文化庁文化資源活用課

【支援措置名】 伝統的建造物群基盤強化事業
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 文化財保護法第 146 条の規定に基づき、重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧に要する経費について支援する。
【近年の取組状況】 ○令和 4 年度は、43 道府県 104 市町村 126 地区ある重要伝統的建造物群保存地区のうち、41 道府県 92 市町村 112 地区において、伝統的建造物群基盤強化事業を実施している。(令和 4 年 9 月現在) <実施事業 (伝統的建造物群基盤強化事業) > (R4.9 現在) ・ ・石川県金沢市 事業費 118,310 千円 国庫補助額 59,155 千円 ・岡山県津山市 事業費 114,301 千円 国庫補助額 57,150 千円 ・福岡県八女市 事業費 98,000 千円 国庫補助額 63,700 千円 ・長崎県長崎市 事業費 105,698 千円 国庫補助額 52,849 千円 (など) <代表事例> 【石川県金沢市 伝統的建造物群基盤強化事業】 金沢市内 4 地区の重要伝統的建造物群保存地区において、建造物の修理・修景及び連動型住宅用火災警報器の設置等の整備を実施。文化財建造物の保護に加え、保存地区の歴史的風致の向上及び地区の防災機能の強化につながるものであり、コンパクトで賑わいあふれる街づくりに寄与する。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

【支援措置名】 公立文教施設の整備
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金により、地域コミュニティの拠点としての学校施設や、談話室、トレーニング室等を備えた社会体育施設の整備について支援を行う。
【近年の取組状況】 ○令和4年度は、公立学校施設整備費として688億円計上し、地域の持つ教育力を活かした学習活動や地域の生涯学習活動等を実施するための場、地域の人々の交流の場等を備えた、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備推進を図っている。また、社会体育施設の整備を促進し、スポーツの円滑な実施及び振興に寄与している。
【地域コミュニティの拠点としての学校施設整備の例】 地域コミュニティの核ともなる学校施設の複合化を促進するため、学校施設以外の公共施設との複合化を伴う改築、長寿命化改修の国庫補助率を1/3から1/2に引き上げている。
【スポーツ施設（社会体育施設）整備事業の例】 地域の再生と活性化に寄与することを目指し、スポーツに関する研修、講習会等に利用できる研修室、体育室・武道室及びトレーニング室等を備えたスポーツ施設を整備している。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省医政局医療経理室

【支援措置名】 医療提供体制施設整備交付金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援する。
【近年の取組状況】 ○令和4年度は、都道府県において事業者の選定を行っているところ。 ＜令和3年度採択事業＞ ・茨城県水戸市 ヘリポート周辺施設施設整備事業 事業費 34,616 千円 交付額 318 千円 ・熊本県熊本市 医療施設等耐震整備事業 事業費 969,390 千円 交付額 90,603 千円 (など)
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

【支援措置名】 社会福祉施設等施設整備費補助金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画に基づく整備を推進する。
【近年の取組状況】 ○令和4年3月29日社援発 0329 第10号「令和4年度予算等における社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」において、「文教施設等の利用も含めて各種施設の合築、併設を行うものや、中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るなど、土地の有効活用を図るもの」を優先順位を付す際の指標としている。 ○令和4年度当初予算にかかる都道府県・指定都市・中核市に対する6月の内示実績は、163件に対し47億円である。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省 子ども家庭局

【支援措置名】 保育所等整備交付金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 保育サービス等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育所等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付する。
【近年の取組状況】 ○令和4年度において、市町村に対して3回内示を行っており、認定を受けた市町村における実績は181件に対し74億円である。今後10月と12月の2回の内示を予定している。 ※上記は「保育所等整備交付金」の実績。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省 子ども家庭局

【支援措置名】 保育対策総合支援事業費補助金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 「新子育て安心プラン」に基づく小規模保育等の改修等や保育人材確保策等に必要な経費の一部を支援する。
【近年の取組状況】 <令和3年度の実施状況> ○令和3年度当初予算において、532市区町村に対し273億円の補助金の交付を行った。(上記市区町村には、中心市街地活性化基本計画の認定を受けている46自治体を含む)
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

厚生労働省老健局高齢者支援課

【支援措置名】 地域支援事業交付金
【支援措置区分】 (3) その他の支援措置
【概要】 介護保険の被保険者が要支援状態又は要介護状態となることを予防するとともに、要支援状態又は要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。なお、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の各事業に要する経費に対して、一定割合を交付するものであり、それぞれの事業規模は市町村により異なる。
【近年の取組状況】 ○地域支援事業交付金のメニューの一つとして、空き家等の民間賃貸住宅や、公的賃貸住宅（シルバーハウジング）、多くの高齢者が居住する集合住宅等への入居支援を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣する事業等について支援する（高齢者の安心な住まいの確保に資する事業）。 <令和3年度の実施状況> 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 227 保険者において実施。 ※福島市、伊勢市、倉敷市等、令和3年度時点で中心市街地活性化基本計画の認定を受けている市においても実施。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

農林水産省農村振興局地域整備課

<p>【支援措置名】 農村集落基盤再編・整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)</p>
<p>【支援措置区分】 (3) その他の支援措置</p>
<p>【概要】 地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。</p>
<p>【近年の取組状況】</p> <p>※中心市街地活性化の取り組みとして状況把握が困難なため、事業全体での取り組み状況を記載</p> <p>【農山漁村地域整備交付金】 ○各都道府県は、配分された予算の範囲内で、それぞれの作成した農山漁村地域整備計画に基づき、農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策のための多様な事業メニューに対して、地区の採択や予算の配分を行い、各種事業を実施している。 (令和4年度予算額784億円の内数)</p> <p>【沖縄振興公共投資交付金】 ○沖縄県は、配分された予算の範囲内で、沖縄の振興に資する事業を自主的に選択して作成した沖縄振興交付金事業計画に基づき、地区の採択や予算の配分を行い、各種事業を実施している。 (令和4年度予算額368億円の内数)</p>
<p>【備考】</p>

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

農林水産省農村振興局水資源課

<p>【支援措置名】 地域用水環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金、沖縄振興公共投資交付金)</p>
<p>【支援措置区分】 (3) その他の支援措置</p>
<p>【概要】 農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。</p>
<p>【近年の取組状況】</p> <p>※中心市街地活性化の取り組みとして状況把握が困難なため、事業全体での取り組み状況を記載</p> <p>【農山漁村地域整備交付金】 ○各都道府県は、配分された予算の範囲内で、それぞれの作成した農山漁村地域整備計画に基づき、農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策のための多様な事業メニューに対して、地区の採択や予算の配分を行い、各種事業を実施している。 (令和4年度予算額784億円の内数)</p> <p>【沖縄振興公共投資交付金】 ○沖縄県は、配分された予算の範囲内で、沖縄の振興に資する事業を自主的に選択して作成した沖縄振興交付金事業計画に基づき、地区の採択や予算の配分を行い、各種事業を実施している。 (令和4年度予算額368億円の内数)</p>
<p>【備考】</p>

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課卸売市場室

【支援措置名】食品流通拠点施設整備事業（強い農業づくり総合支援交付金）

【支援措置区分】（3）その他の支援措置

【概要】卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援する。

【近年の取組状況】

※中心市街地活性化の取組として状況把握が困難なため、事業全体での取組状況を記載

中央卸売市場又は地方卸売市場が食品等流通合理化計画に従い実施する①～⑤の施設整備の取組に対して、予算の配分等をおこない、事業を実施している。

（①品質・衛生管理高度化施設整備、②物流効率化に向けた施設整備、③卸売市場統合・連携促進施設整備、④輸出促進対応卸売市場施設整備、⑤卸売市場防災対応施設整備）

（令和4年度予算額126億円の内数）

【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

経済産業省 地域経済産業グループ中心市街地活性化室

中小企業庁商業課

【支援措置名】 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業 (地域商業機能複合化推進事業)
【支援措置区分】 (2) ②認定と連携した重点的な支援措置
【概要】 中小事業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する事業や、需要に応じた最適な供給体制(テナントミックス)の実現に向けて取り組む事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助するもの。
【近年の取組状況】 ○ 令和4年度： 1次採択 9事業(ソフト5件、ハード4件) 2次採択 9事業(ソフト2件、ハード7件) 【採択事業】 <ソフト事業> ○ 須賀川市 株式会社テダソチマが、市内中心部の空きビルを活用し、チャレンジショップブースでの創業支援とコミュニティスペースを整備。 ○ 静岡県・沼津市 一般社団法人lanescape等が、新仲見世商店街にある家電販売店舗内の余剰スペースを活用し、チャレンジショップとしてシェアキッチンとポップアップショップを整備。 ○ 広島県・庄原市 東城町商工会が、東城町商店街区域にある空き店舗を活用し、創業支援塾等の開催、飲食店等のチャレンジショップの開設、住民向けワークショップ等を実施。 <ハード事業> ○ 多治見市 一般社団法人多治見市観光協会等が、本町オリベストリートにある築145年の古民家をリノベーションし、複合施設を整備。 ○ 福岡県・古賀市 株式会社ヨンダブルディー等が、本町通り商店街にある空き店舗を活用し、「食」をキーワードとしたテナントミックス型の交流拠点施設を整備。 ○ 熊本県・人吉市 合同会社紺屋小町等が、食の魅力の発信拠点として、まちなかへの新規創業支援の機能を兼ね備えた飲食店街を整備。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

国土交通省住宅局市街地建築課

【支援措置名】 中心市街地共同住宅供給事業
【支援措置区分】 (1) 法に定める特別の措置
【概要】 法第 30 条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、又は法第 34 条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、認定中心市街地における優良な共同住宅の供給を支援する。
【近年の取組状況】 ○ 主な実施地区 ・ 秋田県秋田市 中通二丁目地区 【全体事業費 約 2,663 百万円 事業期間 平成 29 年度～令和 2 年度】 中心市街地の低未利用地を活用し、中高齢者をメインターゲットとした優良な住宅を供給することに加え、医療施設や居住者のコミュニティスペースを整備することにより、多世代共生型 C C R C 拠点として、地区内外からの移住者を受け入れるなど、中心市街地の人口増加に寄与し、活性化に取り組む。 令和 2 年 10 月に建築工事完成。
【備考】

中心市街地の活性化に資する主要な国の支援措置の取組状況

国土交通省都市局市街地整備課

国土交通省住宅局市街地建築課

【支援措置名】 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業） 防災・安全交付金（暮らし・にぎわい再生事業）
【支援措置区分】 （2）①認定と連携した特例措置
【概要】 まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図ることを目的として、認定中心市街地について、都市機能のまちなか立地、空きビルの再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援する。
【近年の取組状況】 ○ 主な実施地区 ・ 茨城県水戸市 泉町1丁目地区暮らし・にぎわい再生事業 【全体事業費 約21,118百万円 事業期間 平成28年度～令和4年度】 本地区は、JR水戸駅から西へ1.5kmの国道50号に沿って形成される中心市街地にしており、芸術・文化の交流拠点である水戸芸術館や大型商業施設との連携による一体的な市民の交流空間や回遊機能の創出を目指すこととしている。 市民サークル等の創作活動や各種芸能発表会等の生涯学習活動の拠点として、新市民会館、多目的ホール、展示場等を整備することにより、まちなかのにぎわいや交流の創出に寄与し、利便性の向上を図る。 令和2年4月着工済み ・ 福島県福島市 五老内町地区暮らし・にぎわい再生事業 【全体事業費 約7,000百万円 事業期間 平成20年度～令和6年度】 本地区は、幹線道路の国道4号に隣接し、官公庁、学校、住宅が密集するエリアであるが、昭和27年建築の旧市役所本庁舎は、狭隘かつ老朽化が進行し、市民サービスの充実と行政・防災の中核機能を担うことが構造上限界となっていた。 このため、平成22年度に整備した行政機能を担う市役所本庁舎と隣接し、市民の安全のよりどころ、市民の文化・交流・参加の拠点となる施設が必要であり、旧庁舎跡地を活用し周辺の3つの公共施設と統合・複合化した市民交流施設や市民広場、駐車場の整備を行い、中心市街地の賑わいや活性化を図る。 令和4年着工予定
【備考】

中心市街地の活性化に資する国の支援措置に係る令和5年度予算概算要求等の概要

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等	令和5年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和4年度 予算額 (百万円)	令和5年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
1	デジタル田園都市国家構想交付金 (～令和4年度:地方創生推進交付金)	デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を深化・加速化する観点から、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、デジタル実装を支援する「デジタル実装タイプ(仮称)」、中長期的な計画に基づき先導的な取組や施設整備等を支援する「地方創生推進タイプ(仮称)」や「地方創生拠点整備タイプ(仮称)」のそれぞれの特性を生かしながらデジタル田園都市国家構想の実現に向け、強力に推進する。	(3)	内閣府 地方創生推進室 地方創生推進事務局	120,000+事項要求の内数	継続	100,000の内数	—	○	地域再生法第5条4項1号 地域再生法13条	地方創生推進事務局分は法律補助、地方創生推進室分は予算補助。
2	地域少子化対策重点推進交付金	地方公共団体が行う少子化対策事業(「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」)について、優良事例を横展開することにより、地域の実情や課題に応じた取組を支援する。 また、新婚世帯を応援する結婚新生活支援事業を支援するとともに、国・地方自治体・地域の結婚支援の連携強化を担う「結婚支援コンシェルジュ」の配置を支援する。	(3)	内閣府 ※令和5年度 ～こども家庭庁 子ども・子育て本部	6,000	新規	3,670	—	—	—	令和4年度予算額には、 令和3年度補正予算の繰越分を含む 令和5年度よりこども家庭庁へ移管
3	中心市街地活性化ソフト事業	市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられたイベント等のソフト事業に要する経費の一部について特別交付税により措置する。	(2)①	総務省 地域力創造グループ地域振興室	—	継続	—	—	—	—	
4	中心市街地再活性化特別対策事業	市町村が単独事業として中心市街地再活性化のために行う、認定基本計画に位置づけられた施設整備等を一般単独事業債の対象とする。	(2)①	総務省 地域力創造グループ地域振興室	—	継続	—	—	—	—	
5	国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業	地域の特徴ある文化財建造物を保存・活用するため、国が指定等した重要文化財等の保存修理等に対し支援する。	(3)	文部科学省 (文化庁) 文化資源活用課	12,998	継続	11,206 (別に令和3年度 第1次補正614)	—	○	文化財保護法第35条1項	
6	伝統的建造物群基盤強化	歴史的な集落・町並みを保存・活用するため、国が選定した重要伝統的建造物群保存地区の保存修理等に対し支援する。	(3)	文部科学省 (文化庁) 文化資源活用課	1,567	継続	1,567 (別に令和3年度 第1次補正62)	—	○	文化財保護法第146条	
7	公立文教施設の整備	公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金により、地域コミュニティの拠点としての学校施設や、談話室、トレーニング室等を備えた社会体育施設の整備について支援を行う。	(3)	文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課	210,380 +事項要求の内数	継続	68,834の内数	—	○	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条第1項、第12条第1項	
8	医療提供体制施設整備交付金	医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制と地域保健及び健康増進体制との連携強化を図る観点から、医療施設等の施設整備を支援する。都道府県において作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県の自主性・裁量性を発揮できるよう助成することとしている。	(3)	厚生労働省 医政局	2600 +事項要求	拡充	2,392	—	—	—	
9	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進するなど、自治体の整備計画に基づく整備を推進する。	(3)	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部	5,366 +事項要求	拡充	4,317	—	○	生活保護法第75条第2項 等	
10	就学前教育・保育施設整備交付金 (～令和4年度:保育所等整備交付金)	保育サービス等の基盤整備を推進するため、市町村が策定する整備計画に基づいて実施される保育所等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付する。	(3)	厚生労働省 ※令和5年度 ～こども家庭庁 子ども家庭局	55,111	新規	41,674	—	○	児童福祉法第56条の4の3	令和5年度よりこども家庭庁へ移管
11	保育対策総合支援事業費補助金	小規模保育等の改修等や保育人材確保策等に必要経費の一部を支援する。	(3)	厚生労働省 ※令和5年度 ～こども家庭庁 子ども家庭局	53,092	拡充	45,319	—	—	—	令和5年度よりこども家庭庁へ移管
12	地域支援事業交付金等	地域支援事業交付金のメニューの一つとして、空き家等の民間賃貸住宅や、公的賃貸住宅(シルバーハウジング)、多くの高齢者が居住する集合住宅等への入居支援を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣する事業等について支援する。	(3)	厚生労働省 老健局	192,795	継続	192,795	—	○	介護保険法第122条の2	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等	令和5年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和4年度 予算額 (百万円)	令和5年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
13	農村集落基盤再編・整備事業 (農山漁村地域整備交付金)	地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。	(3)	農林水産省 農村振興局	91,334の内数	継続	78,398の内数	—	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
14	農村集落基盤再編・整備事業 (沖縄振興公共投資交付金)	地域が中心市街地の活性化に向けた取組と併せて周辺の農村地域の個性ある活性化を図る場合において、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤の整備と集落農園整備等の農村生活環境の整備を総合的に実施する。	(3)	農林水産省 農村振興局	36,806の内数	継続	36,806の内数	—	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
15	地域用水環境整備事業 (農山漁村地域整備交付金)	農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。	(3)	農林水産省 農村振興局	91,334の内数	継続	78,398の内数	—	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
16	地域用水環境整備事業 (沖縄振興公共投資交付金)	農業用水の持つ親水、景観・生態系の保全等の多面的機能を維持増進するため、中心市街地の農業水利施設の整備等と一体的に親水護岸、せせらぎ水路等の整備に対して支援する。	(3)	農林水産省 農村振興局	36,806の内数	継続	36,806の内数	—	○	食料・農業・農村基本法第24条 土地改良法第2条	
17	食品流通拠点施設整備事業 (強い農業づくり総合支援交付金)	卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援する。	(3)	農林水産省 新事業・食品産業部	16,405の内数	継続	12,566の内数	—	○	卸売市場法第16条	
18	地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業(地域商業機能複合化推進事業)	中小事業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する事業や、需要に応じた最適な供給体制(テナントミックス)の実現に向けて取り組む事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助するもの。	(2)②	経済産業省 ・地域経済産業グループ 中心市街地活性化室 ・中小企業庁商業課	880の内数	継続	460の内数	—	—	—	
19	中心市街地共同住宅供給事業	認定中心市街地において、優良な共同住宅の供給を支援します。国は、法第30条に基づき、中心市街地共同住宅供給事業の実施に要する費用の一部を補助する地方公共団体、または、法第34条に基づき、同事業により住宅の供給を行う地方公共団体に対して、その費用の一部を補助します。	(1)	国土交通省 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数	—	○	中心市街地の活性化に関する法律22条～34条	
20	都市開発資金(用地先行取得資金)	〔中心市街地活性化促進用地〕 都市の計画的な整備を推進するため、地方公共団体又は中心市街地整備推進機構が再開発事業等の面整備事業に有効に利用できる用地等の取得を行うために必要な資金について低利融資を行います。	(2)①	国土交通省 都市局市街地整備課	696	継続	1,463	—	○	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条第1項第2号、第2項	
21	社会資本整備総合交付金(暮らしにぎわい再生事業)	中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地域において、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援します。	(2)①	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数	—	—	—	
22	社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業)	都市公園のバリアフリー化や中心市街地の活性化に資する公園・緑地等の整備について支援を行います。	(2)②	国土交通省 都市局公園緑地・景観課	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数	拡充	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数	—	—	—	
23	社会資本整備総合交付金(河川事業、都市水環境整備河川環境事業)	中心市街地における洪水の防止や地域のまちづくりと一体的に実施する河川の整備及び環境整備を行うものに支援を行います。	(2)②	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課・治水課	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数	—	—	—	
24	社会資本整備総合交付金(住宅地地盤特定治水施設等整備事業)	基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川の整備に対して支援を行います。	(2)②	国土交通省 水管理・国土保全局 治水課	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数	—	—	—	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等	令和5年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和4年度 予算額 (百万円)	令和5年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
25	社会資本整備総合交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業) 防災・安全交付金(下水道事業、都市水環境整備下水道事業)	中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的とした下水道整備に対して支援を行います。	(2)②	国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数	—	—	—	
26	社会資本整備総合交付金(住宅市街地基盤整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地基盤整備事業)	住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏の重点供給地域等における住宅地事業及び住宅ストック改善事業の推進を図るため、基幹的な公共施設整備と併せて居住環境基盤施設整備、鉄道施設整備等の、住宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連する公共施設等を整備するものについて、総合的に支援を行います。	(2)②	国土交通省 住宅局住宅総合整備課 住環境整備室	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数	—	—	—	
27	社会資本整備総合交付金(バリアフリー環境整備促進事業) 防災・安全交付金(バリアフリー環境整備促進事業)	バリアフリー法(「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」)に基づく建築物のバリアフリー化等の環境整備の促進を図るため、基本構想の策定及び基本構想に従って行われる動く通路、スロープ、エレベーター等の整備、認定特定建築物の建築または不特定かつ多数の者が利用し、若しくは主として高齢者・障害者等が利用する既存建築物のバリアフリー改修工事に対し支援を行います。	(2)②	国土交通省 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数	—	—	—	
28	社会資本整備総合交付金(優良建築物等整備事業) 防災・安全交付金(優良建築物等整備事業)	市街地の環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対し支援を行います。	(2)②	国土交通省 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数	—	—	—	
29	社会資本整備総合交付金(住宅市街地総合整備事業) 防災・安全交付金(住宅市街地総合整備事業)	既存市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善及び街なか居住の推進を図るため、住宅等の建設、公共施設の整備等について総合的に助成を行います。	(2)②	国土交通省 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数	拡充	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数	—	—	—	
30	社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業) 防災・安全交付金(地域住宅計画に基づく事業)	地方公共団体が主体となり、公的賃貸住宅の整備や面的な居住環境整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進するための支援を行います。具体的な支援の対象としては、公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等のほか、提案事業による事業等の実施があげられます。	(2)②	国土交通省 住宅局住宅総合整備課	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数	—	—	—	
31	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 防災・安全交付金(街なみ環境整備事業)	住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成するための支援を行います。	(2)②	国土交通省 住宅局市街地建築課 市街地住宅整備室	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数	—	—	—	
32	社会資本整備総合交付金(港湾事業) 防災・安全交付金(港湾事業)	中心市街地の活性化に資する港湾施設の整備に対して支援を行います。	(2)②	国土交通省 港湾局計画課	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数	—	—	—	
33	地域のまちづくりに寄与する官庁施設の整備	地域の交流拠点として中心市街地の活性化に資する官庁施設の整備について、施設整備の計画段階から地方公共団体等と連携を図りつつ国有財産の最適利用、地域の特色や創意工夫を活かした魅力と賑わいのある拠点の形成、人の移動の円滑化に配慮して進めることにより、地域のまちづくり計画を推進するための取組を支援します。	(3)	国土交通省 官庁営繕部計画課	21,067の内数	継続	17,556の内数	—	—	—	
34	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業)／地域公共交通バリア解消促進等事業／地域公共交通調査等事業)	多様な関係者の連携により、地方バス路線などの生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化や地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など、快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援します。	(3)	国土交通省 総合政策局地域交通課	26,283の内数	継続	20,692の内数	—	○	離島航路整備法第三条(離島航路への補助のみ)	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等	令和5年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和4年度 予算額 (百万円)	令和5年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
35	民間都市開発推進機構による民間都市開発事業の支援	民間事業者が施行する都市再生特別措置法第2条第1項に規定する都市開発事業（以下「民間都市開発事業」という。）の立ち上げを支援するため、優良な民間都市開発事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が出資等（まち再生出資）を行うことにより、民間資金の誘導を図るものです。 なお、民間都市開発事業について、（一財）民間都市開発推進機構による出資等を受けるために、都市再生特別措置法第63条に規定する民間都市再生整備事業計画、同法第95条に規定する民間誘導施設等整備事業計画又は広域的域域活性化のための基盤整備に関する法律第7条に規定する民間拠点施設整備事業計画を作成し、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。	(3)	国土交通省 都市局まちづくり推進課 都市開発金融支援室	—	継続	—	—	○	都市再生特別措置法第71条第1項第1号及び第103条第1項第1号 広域的域域活性化のための基盤整備に関する法律第15条第1項第1号	まち再生基金を原資に支援。
36	官民連携まちなか再生推進事業	まちなかの賑わいの創出や「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成など、都市の魅力・国際競争力の向上を図るため、官民連携によるエリアプラットフォームの構築や目指す将来像の共有に向けた未来ビジョン等の策定、未来ビジョン等の実現に向けた取組を総合的に支援します。	(3)	国土交通省 都市局まちづくり推進課	479	拡充	344	—	—	—	
37	都市開発資金（都市環境維持・改善事業資金）	地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行う地方公共団体に対し、無利子貸付を行います。 なお、貸付を受ける事業は都市再生整備計画に定められている必要があります。	(3)	国土交通省 都市局まちづくり推進課	—	継続	—	—	○	都市開発資金の貸付けに関する法律第1条 都市開発資金の貸付けに関する法律施行令第25条、第26条	
38	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）	市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、社会資本整備総合交付金により支援を行います。	(3)	国土交通省 都市局市街地整備課	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数	—	○	都市再生特別措置法第47条	
39	社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業等） 防災・安全交付金（市街地再開発事業等）	空洞化が進行する中心市街地において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を促進するため、街なか再生の実現に資する市街地再開発事業に係る施設建築物の整備等に対して支援を行います。	(3)	国土交通省 都市局市街地整備課 住宅局市街地建築課	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数	—	—	—	
40	社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業） 防災・安全交付金（都市再生区画整理事業）	防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既存市街地の再生、街区規模が小さく敷地が細分化されている既存市街地における街区再編・整備による都市機能更新を推進するため施行する土地区画整理事業（都市再生区画整理事業）を支援します。	(3)	国土交通省 都市局市街地整備課	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数	—	—	—	
41	都市構造再編集中支援事業	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共施設誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業です。	(3)	国土交通省 都市局市街地整備課	81,790	継続	70,000	—	—	—	
42	社会資本整備総合交付金（まちなかウォーカブル推進事業） 都市再生推進事業費補助（まちなかウォーカブル推進事業）	車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、潜在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援する。	(3)	国土交通省 都市局街路交通施設課	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【補助金】 950	拡充	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【補助金】 350	—	○	都市再生特別措置法第47条	
43	社会資本整備総合交付金（河川事業、都市水環境整備河川環境事業） 防災・安全交付金（河川事業）	認定基本計画に位置付けられる区域外の河川において、当該事業が中心市街地の治水安全度の向上に資する河川の整備に対して支援を行います。	(3)	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課・治水課	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数	—	—	—	
44	社会資本整備総合交付金（道路事業） 防災・安全交付金（道路事業） 連続立体交差事業、無電柱化推進計画事業等	都市機能の増進及び経済活力の向上により中心市街地等の活性化に資する道路の整備に対して支援を行います。	(3)	国土交通省 道路局環境安全・防災課 都市局街路交通施設課 都市局市街地整備課	【社会資本整備総合交付金】 689,983の内数 【防災・安全交付金】 967,738の内数 【補助事業】 603,384の内数	継続	【社会資本整備総合交付金】 581,731の内数 【防災・安全交付金】 815,570の内数 【補助事業】 504,924の内数	—	—	—	
45	空き家対策総合支援事業	空家特措法を積極的に活用して、空き家・不良住宅の除却、空き家の活用、関連事業など総合的な空き家対策に取り組む市町村に対して支援を行います。	(3)	国土交通省 住宅局住宅総合整備課 住環境整備室	5,800	拡充	4,500	—	○	空家等対策の推進に関する特別措置法第15条	

整理番号	支援措置名	支援措置の概要	支援措置区分	担当部局等	令和5年度 予算概算要求額 (百万円)	新規 拡充 継続	令和4年度 予算額 (百万円)	令和5年度 税制改正要望 の有無	根拠法の 有無	制度等の根拠	備考
46	鉄道駅総合改善事業費補助	駅空間の質的進化を目指し、まちとの一体感があり、全ての利用者によさしく、分かりやすく、心地よく、ゆとりある次世代ステーションの創造を図るため、地方公共団体、鉄道事業者、地方運輸局等からなる協議会において策定された整備計画に基づき、ホームやコンコースの幅幅等の駅改良、バリアフリー施設や生活支援機能施設、観光案内施設等の駅空間の高度化に資する施設の整備に対して支援を行います。	(3)	国土交通省 鉄道局都市鉄道政策課 駅機能高度化推進室	2,354の内数	継続	2,100の内数	—	—	—	
47	鉄道施設総合安全対策事業費補助 (踏切保安設備整備)	踏切道における事故の防止と交通の円滑化を図るため、踏切遮断機や警報機の設置、障害物検知装置等の高規格保安設備の整備及び災害時の踏切道の適確な管理のために行う踏切監視用カメラの整備等に係る費用に対し支援を行います。	(3)	国土交通省 鉄道局施設課	18,081の内数	継続	4,588の内数	—	○	踏切道改良促進法第19条	
48	地下鉄など鉄道整備に対する補助 (都市鉄道整備事業費補助(地下高速鉄道/空港アクセス鉄道等)、幹線鉄道等活性化事業費補助)	大都市圏における交通混雑の緩和や鉄道の利用者利便の増進を図るため、幹線鉄道の高速化や利便性向上に資する施設の整備等の事業に対し支援を行います。 地域公共交通活性化・再生法に基づく地域公共交通計画の枠組みを活用して、地域鉄道の利用促進や地域の活性化を図るべく、鉄道の利便性向上のための施設整備に対して支援を行います。	(3)	国土交通省 鉄道局都市鉄道政策課 鉄道局鉄道事業課地域 鉄道支援室	14,924の内数	継続	4,643の内数	—	—	○地下高速鉄道整備事業費補助交付要綱 ○空港アクセス鉄道等整備事業費補助交付要綱 ○幹線鉄道等活性化事業費補助交付要綱 ○幹線鉄道等活性化事業費補助交付要綱	
49	都市鉄道利便増進事業費補助	相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワーク(既存ストック)を有効活用し、その利便の増進を図るため、都市鉄道等利便増進法に基づき、連絡線等の整備による速達性の向上、周辺整備と一体的な駅整備による交通結節機能の高度化を推進する事業に対し支援を行います。	(3)	国土交通省 鉄道局都市鉄道政策課	6,736の内数	継続	11,568の内数	—	○	○都市鉄道等利便増進法 ○都市鉄道利便増進事業費補助交付要綱	

支援措置区分 (1):法に定める特別の措置 (2)①:認定と連携した特例措置 (2)②:認定と連携した重点的な支援措置 (3):その他の支援措置

デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

5年度概算要求額 1,200.0億円＋事項要求【うち重要政策推進枠300.0億円】
（4年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

○ デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を深化・加速化する観点から、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付け、デジタル実装を支援する「デジタル実装タイプ（仮称）」、中長期的な計画に基づき先導的な取組や施設整備等を支援する「地方創生推進タイプ（仮称）」や「地方創生拠点整備タイプ（仮称）」のそれぞれの特性を生かしながらデジタル田園都市国家構想の実現に向け、強力に推進する。

○ 各タイプの具体的な内容については、デジタル田園都市国家構想を一層進める観点から、「デジタル田園都市国家構想基本方針」や地方のニーズ等を踏まえ、予算編成過程において検討を進めていく。

○ さらに、本年末に「まち・ひと・しごと総合戦略」を抜本的に改訂し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定すること等を踏まえ、「デジタル田園都市国家構想の実現を加速化するための経費」を事項要求する。

（注）本交付金の一部は、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

【デジタル実装タイプ（仮称）】

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、以下の取組を行う地方公共団体に対し、その事業の立ち上げに必要なハード／ソフト経費を支援。

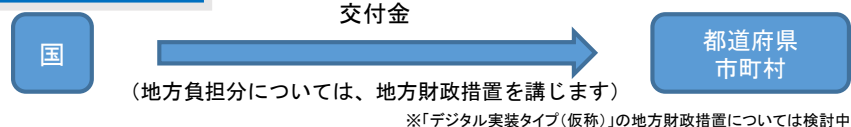
- ・他の地域で既に確立されている優良モデル等を活用した実装の取組（優良モデル導入支援型（TYPE1））
- ・デジタル原則とアーキテクチャを遵守し、オープンなデータ連携基盤を活用する、モデルケースとなり得る取組（データ連携基盤活用型（TYPE2/3））
- ・「転職なき移住」を実現するとともに、地方への新たなひとの流れを創出する取組（地方創生テレワーク型）

【地方創生推進タイプ（仮称）／地方創生拠点整備タイプ（仮称）】

地域再生法に基づき、地方公共団体が策定した地方版総合戦略に位置付けられ、地域再生計画に記載された先導的な取組や施設整備等を安定的かつ継続的に支援。

- ・自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与等の要素を有する先導的な取組や施設整備等（最長5年間）
- ・東京圏からのUIターン促進及び地方の担い手不足対策
- ・省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・污水处理施設・港）の一体的な整備

資金の流れ



期待される効果

○地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する先導的な取組（デジタル技術の活用等を含む）に加え、地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こすことにより、「デジタル田園都市国家構想」を推進します。

令和5年度概算要求額 60億円（8.2億円）

1. 施策の目的

2021年の出生数は過去最少の約81万人となり、少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあることから、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）に基づき、「地方公共団体が行う、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成、ライフプランニング支援、官民が連携した結婚支援の取組などの総合的な結婚支援の取組」及び「婚姻の状況等も踏まえ、地方公共団体が実施する新婚世帯の新生活のスタートアップ支援に係る取組」について、地域の実情に応じたきめ細かな取組を一層強化する必要があります。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）においても、「結婚新生活立上げ時の経済的負担の軽減や出会いの機会・場の提供など地方自治体による結婚支援の取組に対する支援・・・に取り組む」とされています。

これを踏まえ、地域少子化対策重点推進交付金により、自治体が行う「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」を支援するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するための結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援します。

2. 施策の内容

1. 地域少子化対策重点推進事業

自治体が行う少子化対策事業について、優良事例の横展開支援に加え、「経済財政運営と改革の基本方針2022」や「少子化社会対策大綱」の趣旨を踏まえた充実を図ります。

(1) 優良事例の横展開支援（補助率：1/2→引き上げを検討）

- ① 結婚に対する取組
- ② 結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組

(2) 重点的に推進すべき取組（重点課題事業）（補助率：2/3→引き上げを検討）

- ① 自治体間連携を伴う取組に対する支援
- ② 総合的な結婚支援の取組に対する支援
- ③ 大綱を踏まえた結婚、子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組に対する支援

補助率の引き上げや結婚新生活支援事業の所得要件緩和等も含めて充実を要求

2. 結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するため、自治体が新婚世帯を対象に家賃・引っ越し費用等を補助する取組を支援します。

- (1) 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3→引き上げを検討） (2) 一般コース（補助率：1/2→引き上げを検討）

【対象世帯所得】400万円未満→要件緩和を検討 【交付上限額（連携コース）】夫婦共に29歳以下：60万円 夫婦共に30～39歳：30万円
 【交付上限額（一般コース）】夫婦共に29歳以下：30万円→要件緩和を検討 夫婦共に30～39歳：30万円

3. 結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：検討中）【新規】

地域における関係者の連携協力を強化するための「結婚支援コンシェルジュ」の配置を推進します。

3. 実施主体等

(1) 地域少子化対策重点推進事業

都道府県、市区町村等

(2) 結婚新生活支援事業

都道府県、市区町村等

(3) 結婚支援コンシェルジュ事業

都道府県

国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

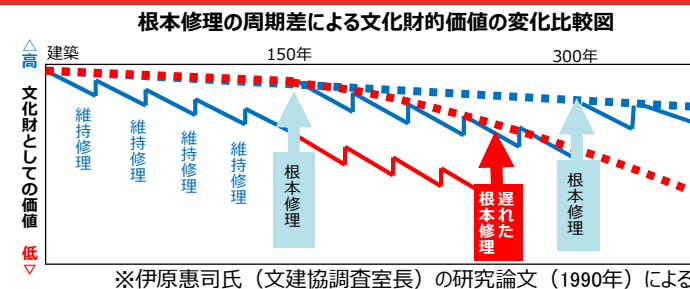
12,998百万円
11,206百万円)



背景・課題

国宝・重要文化財建造物は、滅失してしまえば取り返しのないものであるが、経年等による劣化は避けられない。文化財建造物を確実に次世代に継承するため、所有者等が適切な周期で安定的に保存修理を実施できるよう支援する必要がある。

地域の宝でもある国宝・重要文化財建造物は、観光振興等の核として地域の活性化に寄与するものであることから、公開活用等の取り組みについても支援し、文化財建造物の活用を促進する必要がある。



事業内容

● 補助対象事業

- (1) 根本修理
- (2) 維持修理
- (3) 特殊修理
- (4) 保存修理 (近現代建造物)
- (5) 情報発信
- (6) 先端技術活用
- (7) 公開活用事業
- (8) 環境保全等



重要文化財 天徳寺本堂ほか2棟
半解体修理の様子 (秋田県)

● 補助事業者：所有者、管理団体等

● 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり (最大35%)

先端技術活用



ドローンを使用したSfM写真測量
による3Dモデリングデータ



3Dレーザースキャナ
による計測作業状況

文化財の公開活用



松城家住宅
バリアフリー整備
スロープの設置
(静岡県)

修理機会を捉えた情報発信

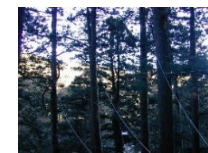


修理現場公開の様子
願興寺本堂 (岐阜県)



パンフレット等
による解説

周辺環境整備



ワイヤーによる支持



保存管理施設の設置

アウトプット (活動目標)

適正な修理周期で修理するための事業規模の確保

令和3年	令和4年	令和5年	令和8年
137件	145件	151件	161件

(年間の木造建造物の修理事業実施件数)

文化財の匠プロジェクト (令和3年12月24日 文部科学大臣決定) に基づく目標値

アウトカム (成果目標)

修理周期の適正化 (木造建造物)

現在の修理周期	適正な修理周期
維持修理 約40年	維持修理 30年
根本修理 約200年	根本修理 150年

インパクト (国民・社会への影響)

我が国の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財の劣化進行を抑制し、経済的にも合理的な時期に修理を行うことで、保存と活用の好循環を図る。

伝統的建造物群基盤強化

令和5年度要求額
(前年度予算額)

1,567百万円
1,567百万円)



背景・課題

伝統的建造物群は、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している集落や街並みであり、市町村がこうした地区の保存・活用を図るもののうち、特に価値の高いものを国が「重要伝統的建造物群保存地区」(以下「重伝建地区」)に選定し、市町村の取組を支援している。

重伝建地区は、門前町や宿場町、商家町など観光資源としての人気も高いが、修理や修景、防災環境の整備が進んでいないなどの課題がある。地区全体の魅力と安全性を向上させ、観光振興や地方創生を図る必要がある。



香取市佐原伝統的建造物群保存地区の修理事例

事業内容

- 補助対象事業
 - (1) 伝統的建造物群の保存・対策、防災対策に係る調査
 - (2) 修理・修景・公開活用整備
 - (3) 防災・耐震
 - (4) 買上
 - (5) 先端技術の活用
- 補助事業者：市町村
- 補助金の額：原則、補助対象経費の1/2



アウトプット (活動目標)

- 重伝建地区の修理・修景等を実施した地方公共団体の数

令和3年度	令和4年度 (令和4年6月現在)	令和5年度
108	106	118

アウトカム (成果目標)

- 重伝建地区の文化財としての価値の維持と向上
- 重伝建地区の環境保全及び公開活用の促進
- 重伝建地区の防災環境の向上

インパクト (国民・社会への影響)、目指すべき姿

- 地域の歴史や文化をいかしたまちづくりの推進
- 地域の活性化や観光拠点としての魅力向上
- 地域の文化財の保存・活用に対する国民の機運醸成に寄与。

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～(前年度予算額)

令和5年度要求・要望額

210,380百万円
+ 事項要求
68,834百万円



背景

- ◆ 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた**教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備**が必要。
- ◆ 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- ◆ 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献**する持続可能な教育環境の整備を推進。

1 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・共用化・集約化

2 防災・減災、国土強靱化の推進 <事項要求>

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化（トイレ改修等）

3 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化（高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等）
- 木材利用の促進（木造、内装木質化）

具体的な支援策

■ 制度改正：

- 特別支援学校の教室不足解消に向けた取組を含む学びの環境整備等のための改修等の補助率引上げ（1/3→1/2）
- 断熱性が確保されている体育館への空調設置（新設）について補助率引上げ（1/3→1/2）

■ 単価改定：

- 物価変動の反映や標準仕様の見直し等による増 **対前年度比 +18.7%**
小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合
R4:243,300円/㎡ ⇒ R5:288,700円/㎡
- 新時代の学びを実現する学校施設を整備するための新たな単価加算 **上記改定単価に加えて+4.0%**

新しい時代の学校施設

他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

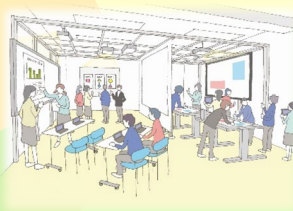
避難所としての**防災機能強化**



多機能トイレの整備



老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



激甚化・頻発化する災害への対応

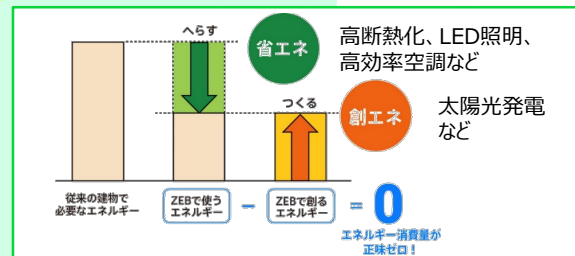


台風で屋根が消失した体育館

国土強靱化

脱炭素化

柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

年間で消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減するとともに創エネでエネルギー収支「ゼロ」を目指した建築物

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金)

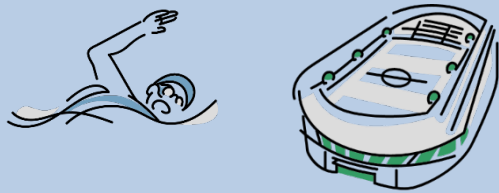
令和5年度概算要求額：4,200百万円
(令和4年度予算額：3,604百万円)



自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。

- 地域のスポーツ環境の充実
- 災害時には避難所として活用されるための環境整備（耐震化及び空調設備の整備等）
- 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備

スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化（構造体・非構造体）
- スポーツ施設の空調整備

脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO₂排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1/3補助 ※災害対応の浄水プール等は1/2

R5新規

- アドバイザー経費を補助対象経費に追加
- 学校を統合する場合における学校のプール、武道場の新改築等について、算定割合を1/2に引上げ
- 社会体育施設以外の公共施設（公立図書館等）を相手方とする、社会体育施設の複合化・集約化について、算定割合を1/2に引上げ

効果

- ✓ 子どもや障害者をはじめとするスポーツをする場を整備することで、体力の向上・心身の健康、医療費の削減に繋がる。
- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ PFIの活用による体育・スポーツ施設整備の推進に寄与する。

1 事業の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

2 事業の概要・スキーム

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
- ・ 公立認定こども園整備事業
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

<事項要求> 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費

3 実施主体等

【実施主体】 （私立）市区町村

【設置主体】 （私立）社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立）都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設 等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】

（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

（公立） 原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。

令和5年度概算要求 531億円<うち推進枠109億円> (453億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 保育を支える保育人材の確保のため、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。
- 地方自治体の待機児童解消に向けた取組を支援するため、小規模保育や家庭的保育等の改修による保育の受け皿整備を推進する。
- 医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備や家庭的保育における複数の事業者・連携施設による共同実施の推進等、様々な形で保育の実施を支援するとともに、認可外保育施設職員に対する衛生・安全対策など、保育対策の基盤整備に必要な事業の推進を図る。

2 事業の概要・スキーム

【対象事業】

I 保育人材確保対策 326億円(261億円)

- ①保育士・保育所支援センター設置運営事業
- ②保育士資格取得支援事業
- ③保育士宿舍借り上げ支援事業【見直し】
- ④保育体制強化事業【拡充】
- ⑤保育士養成施設に対する就職促進支援事業【拡充】
- ⑥保育士試験追加実施支援事業
- ⑦保育補助者雇上強化事業
- ⑧若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業【見直し】
- ⑨保育人材等就職・交流支援事業
- ⑩保育士修学資金貸付等事業【拡充】
- ⑪保育所等におけるICT化推進事業【拡充】
- ⑫保育士・保育の現場の魅力発信事業

II 小規模保育等の改修等 139億円(146億円)

- ①賃貸物件の活用による保育所改修費等支援事業
- ②小規模保育改修費等支援事業
- ③幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業
- ④認可化移行改修費等支援事業
- ⑤家庭的保育改修費等支援事業
- ⑥認可外保育施設改修費等支援事業
- ⑦都市部における保育所等への賃借料等支援事業

III その他事業 66億円(46億円)

- ①民有地マッチング事業
- ②認可化移行のための助言指導・移転費等支援事業
- ③広域的保育所等利用事業
- ④認可外保育施設の衛生・安全対策事業
- ⑤保育環境改善等事業【拡充】
- ⑥保育所等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援(保育環境改善等事業)【事項要求】
- ⑦家庭支援推進保育事業【拡充】
- ⑧保育所等における要支援児童等対応推進事業
- ⑨3歳児受入れ等連携支援事業
- ⑩保育利用支援事業(予約制)
- ⑪医療的ケア児保育支援事業
- ⑫保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業
- ⑬放課後居場所緊急対策事業【拡充】
- ⑭小規模多機能・放課後児童支援事業
- ⑮新たな待機児童対策提案型事業
- ⑯待機児童対策協議会推進事業
- ⑰保育所等の空き定員を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業【新規】

医療提供体制施設整備交付金の概要

I 予算額

令和4年度予算額

2,392,152千円

令和5年度概算要求額

→ 2,600,043千円

II 要旨

医療計画制度の実効性を確保し、医療提供体制強化を図る観点から、都道府県の作成した「医療計画に基づく事業計画」により、都道府県が自主性・裁量性を発揮できる助成制度の仕組みとして、救急医療施設、周産期医療施設等の施設整備を支援するもの。

III 「計画に基づく施策の実施（施設）」に対して助成を行う

医 療 計 画

都道府県は「医療計画に基づく事業計画」を策定

「医療提供体制施設整備交付金」を各都道府県に交付

IV 交付対象

注1) 公立(都道府県、市町村、地方独立行政法人、一部事務組合、広域連合)は補助対象外
注2) 公的…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会

補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率	補助対象事業《メニュー区分》	公的	民間	独法	調整率
休日夜間急患センター	○	○	○	0.33	特殊病室施設	○	○	○	0.33
病院群輪番制病院及び共同利用型病院	○	○	○	0.33	肝移植施設	○	○	○	0.33
救急ヘリポート	○	○	○	0.33	治験施設		○	○	0.33
ヘリポート周辺施設整備	○	○	○	0.33	特定地域病院	○	○	○	0.33
(地域)救命救急センター	○	○	○	0.33	医療施設土砂災害防止施設整備事業	○	○	○	0.5
小児救急医療拠点病院	○	○	○	0.33	南海トラフ地震に係る津波避難対策	○	○	○	0.33
小児初期救急センター施設	○	○	○	0.33	アスベスト除去等整備	○	○	○	0.33
小児集中治療室	○	○	○	0.33	医療機器管理室		○	○	0.33
小児医療施設	○	○	○	0.33	地球温暖化対策	○	○	○	0.33
周産期医療施設	○	○	○	0.33	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設(民間は一部)	○	○	○	0.33
地域療育支援施設	○	○	○	0.5	地域拠点歯科診療所施設	○	○	○	0.5
共同利用施設(開放型病棟等)		○	○	0.33	医療施設浸水対策事業	○	○	○	0.33
医療施設近代化施設	○	○	○	0.33					
基幹災害拠点病院	○	○	○	0.5					
地域災害拠点病院	○	○	○	0.5					
腎移植施設	○	○	○	0.33					

V 調整率

➤ 調整率 0.5、0.33

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和4年度予算額
43億円
(令和3年度補正予算 85億円)

令和5年度概算要求額
→ **54億円 + 事項要求**
(国土強靱化分、原油価格・物価高騰対策分)

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。
(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・ 地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



生活保護施設等の整備

- 生活保護法、売春防止法の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、婦人保護施設等）等（対象施設（その他を参照））の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



【事項要求】

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）で示された障害関係施設等の防災・減災対策に必要な経費、建築資材費等の物価高騰の影響相当額は、事項要求とし予算編成過程で検討。

耐震化・防災対策の推進

- 障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



地域支援事業（地域支援事業交付金・重層的支援体制整備事業交付金）

令和5年度概算要求額 事項要求 1,928億円（1,928億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築する。



咲かそう、地域包括ケアの花！

2 事業費・財源構成

事業費

政令で定める事業費の上限の範囲内で、介護保険事業計画において地域支援事業の内容・事業費を定めることとなっている。

【事業費の上限】

① 介護予防・日常生活支援総合事業

「事業移行前年度実績」×「75歳以上高齢者の伸び率」

※ 災害その他特別な事情がある場合は、個別協議を行うことが可能

② 包括的支援事業・任意事業

「26年度の介護給付費の2%」×「65歳以上高齢者の伸び率」

財源構成

① 介護予防・日常生活支援総合事業

1号保険料、2号保険料と公費で構成（介護給付費の構成と同じ）

② 包括的支援事業・任意事業

1号保険料と公費で構成（2号は負担せず、公費で賄う）

	①	②
国	25%	38.5%
都道府県	12.5%	19.25%
市町村	12.5%	19.25%
1号保険料	23%	23%
2号保険料	27%	-

3 実施主体・事業内容等

実施主体

市町村

事業内容

高齢者のニーズや生活実態等に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的にサービスを提供する。

① 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等の支援のため、介護サービス事業所のほかNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等の多様な主体による地域の支え合い体制を構築する。あわせて、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進する。

ア 介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント

イ 一般介護予防事業

介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、一般介護予防事業評価事業、地域リハビリテーション活動支援事業

② 包括的支援事業

地域における包括的な相談及び支援体制や在宅と介護の連携体制、認知症高齢者への支援体制等の構築を行う。

ア 地域包括支援センターの運営

介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

イ 社会保障の充実

在宅医療・介護連携の推進、生活支援の充実・強化、認知症施策の推進、地域ケア会議の開催

③ 任意事業

地域の実情に応じて必要な取組を実施。

介護給付費等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

農村集落基盤再編・整備事業（農山漁村地域整備交付金）

事業の概要

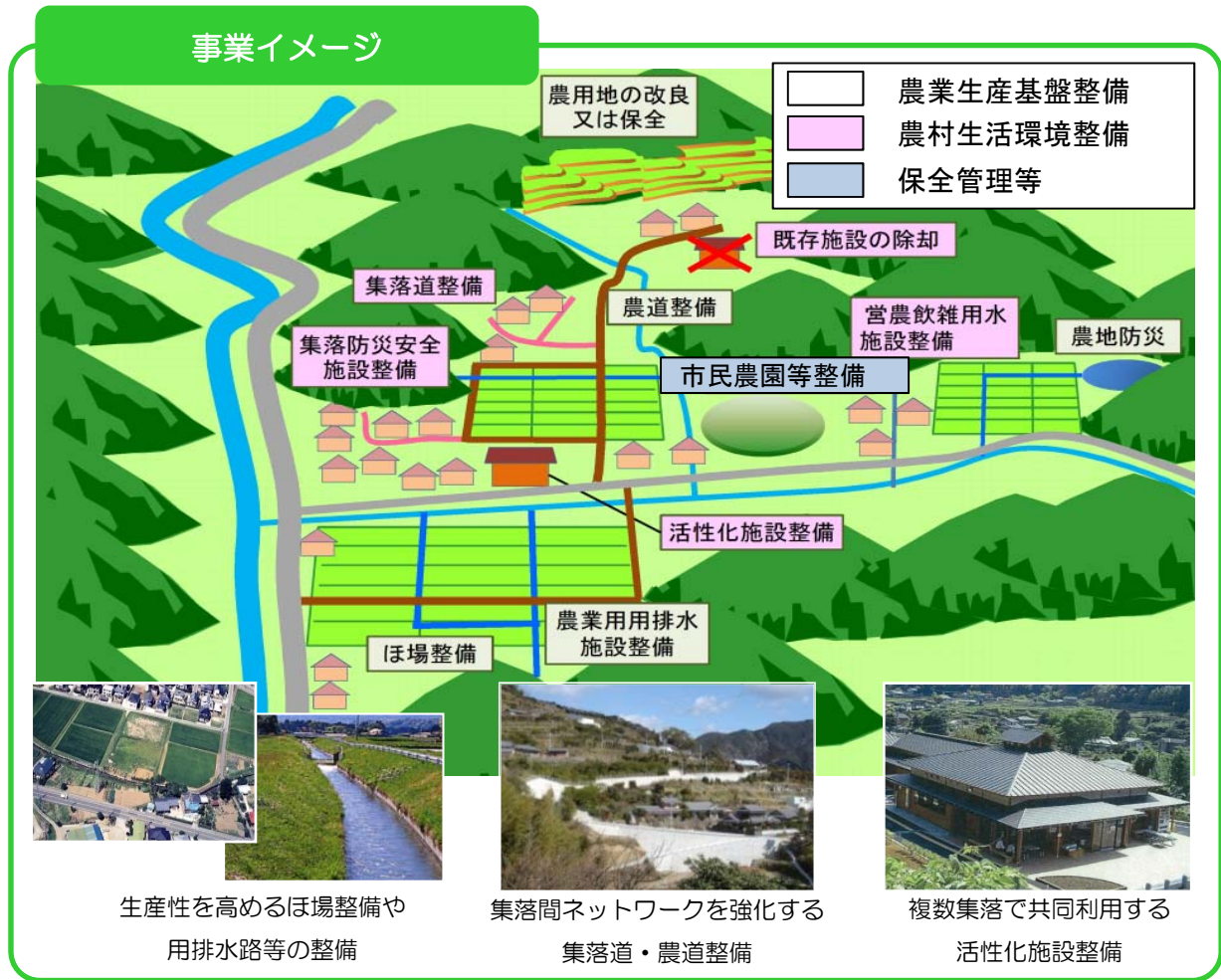
都道府県又は市町村が策定する農村振興基本計画等に即し、農地や農業用排水施設などの農業生産基盤整備と併せて農業集落道や農業集落排水施設などの農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施。

<特徴>

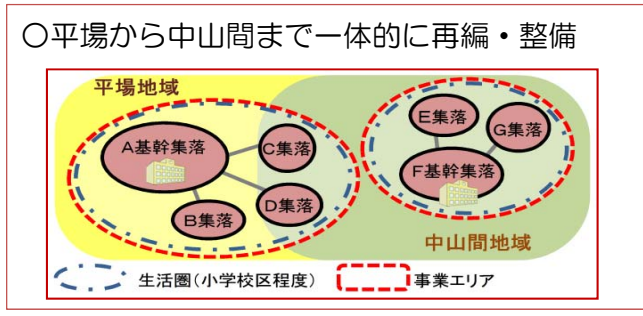
- 農村地域を総合的に整備することにより、秩序ある土地利用、生活環境の改善など、農業生産基盤と生活環境の両面で質の高い環境整備が可能です。
- 農業の生産条件等が不利な中山間地域においても、農業生産基盤整備と併せて農村生活環境整備及び耕作放棄地対策を総合的に実施することにより、中山間地域における農業・農村の活性化を支援します。

事業メニュー

区分	事業種類	事業内容
農業生産基盤整備	(1) 農業用排水施設整備	農業用排水施設の整備
	(2) 農道整備	農道、農道橋、索道又は軌道等運搬施設の整備
	(3) ほ場整備	農用地の区画整理、これと関連する整備
	(4) 農用地開発	農用地の造成とこれに附帯する施設の整備
	(5) 農地防災	農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するための施設の整備
	(6) 客土	農用地につき行う客土
	(7) 暗渠排水	農用地につき行う完全暗渠の整備
	(8) 農用地の改良又は保全	農用地の改良又は保全に必要な整備
農村生活環境整備	(1) 農業集落道整備	農道を補完する集落周辺の道路の整備
	(2) 営農飲雑用水施設整備	家畜、園芸、洗浄など営農飲雑用水施設の整備
	(3) 農業集落排水施設整備	雨水を排除する施設等の整備
	(4) 集落防災安全施設整備	集落の防災安全のために必要な施設の整備
	(5) 用地整備	非農用地の整備、農業施設用地の整備
	(6) 活性化施設整備（中山間のみ）	農業生産活動等の拠点等多目的施設の整備
	(7) 地域農業活動拠点施設整備（中山間以外）	農業生産活動、地域保全活動等の拠点施設の整備
	(8) 集落環境管理施設整備	農産廃棄物等の処理、再利用施設の整備
	(9) 交流施設基盤整備（中山間のみ）	多目的広場等や附帯する施設の整備
	(10) 情報基盤施設整備	施設の遠隔管理システム、防災情報システムの整備
	(11) 市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備
	(12) 生態系保全施設等整備	自然・生態系保全施設、修景施設等の整備
	(13) 地域資源利活用施設整備	地域資源を活用し農業生産を補完する施設の整備
	(14) 施設補強整備	農業施設の安全性の確保に必要な補強整備
	(15) 施設環境整備	高齢者・障害者の利用に資する農業施設の改修整備
	(16) 歴史的な土地改良施設保全整備	歴史的な土地改良施設の補強等の保全整備
	(17) 施設集約整備	農業農村施設の撤去、撤去跡地の整備
	(18) 交換分合	農用地等の交換分合
(19) 集落土地基盤整備	必要な範囲内の農振白地の農用地の改良・保全整備	
保管理等整備	(1) 高付加価値農業基盤整備	高付加価値農業の営農に必要な用水及び排水整備
	(2) 附帯整備	既設高付加価値農業に係る施設の撤去・移転
	(3) 用地整備	耕作放棄地等の利活用のための用地整備
	(4) 市民農園等整備	市民農園の整備及び附帯する施設の整備
	(5) 生態系保全施設整備	生態系の保全に資する施設の整備
	(6) 遊水池整備	周辺地域からの流水の一時貯留施設等の整備
	(7) 土地改良施設撤去及び跡地整備	土地改良施設の撤去及び跡地整備
	(8) 交換分合	農用地等の交換分合



- 事業体系
- 農山漁村地域整備交付金
- └ 農村集落基盤再編・整備事業
 - └ 集落基盤再編型
 - └ 中山間地域総合整備型
 - └ 農地環境整備型
 - └ 実施計画策定型



- <交付先等>
- 集落基盤再編型
 1. 交付先：都道府県、市町村
 2. 事業実施主体：都道府県、市町村、一部事務組合、土地改良区、農業協同組合等
 3. 交付率：1/2等
 - 中山間地域総合整備型
 1. 交付先：都道府県、市町村
 2. 事業実施主体：都道府県、市町村
 3. 交付率：55%等
 - 農地環境整備型
 1. 交付先：都道府県、市町村
 2. 事業実施主体：都道府県、市町村
 3. 交付率：55%等
- ※沖縄振興公共投資交付金においても上記事業に対する支援が可能

「農地環境整備型」実施イメージ



耕作放棄地が介在する地域において、営農の再開が見込めない区域と営農を継続し生産性向上を図る区域を計画的に区分し、耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境保全と、優良農地の生産性向上を図るための整備を一体的に実施。

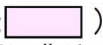
事業実施前



事業実施後



「生産区域」(凡例:  )
・農業生産性の向上を目的とした基盤整備

「保安全管理区域」(凡例: )
・保安全管理、利活用による周辺農地への悪影響の除去

農山漁村地域整備交付金のうち
地域用水環境整備事業（公共）

対策のポイント

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るため必要となる整備を実施。

（地域用水機能）

農業用水は農業水利施設を通じて、農業生産以外に、生活用水、防火用水、消流雪用水、水質浄化用水、景観・生態系保全、親水など地域用水として多面的な機能を有しています。

政策目標

地域住民や都市住民のニーズに対応した生活環境の質的向上、農業用水の有する多面的な機能の適切な発揮

<内容>

1. 地域用水環境整備型

農業水利施設の保安全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るための整備を実施します。

具体的には、以下の施設を整備します。

- ①親水・景観保全施設、②生態系保全施設、③地域防災施設、④濁水対策施設、⑤利用保全施設、⑥地域用水機能増進施設、⑦小水力発電施設

2. 歴史的施設保全型

国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象に、その歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施します。

補助率：1は農林水産省、北海道、離島50%、奄美52%、
沖縄2/3(ただし、⑦等の単独施設整備は50%)
2は50%(ただし沖縄にあつては75%)
事業実施主体：都道府県、市町村、土地改良区、その他団体

[お問い合わせ先：農村振興局水資源課（03-3502-6246）]

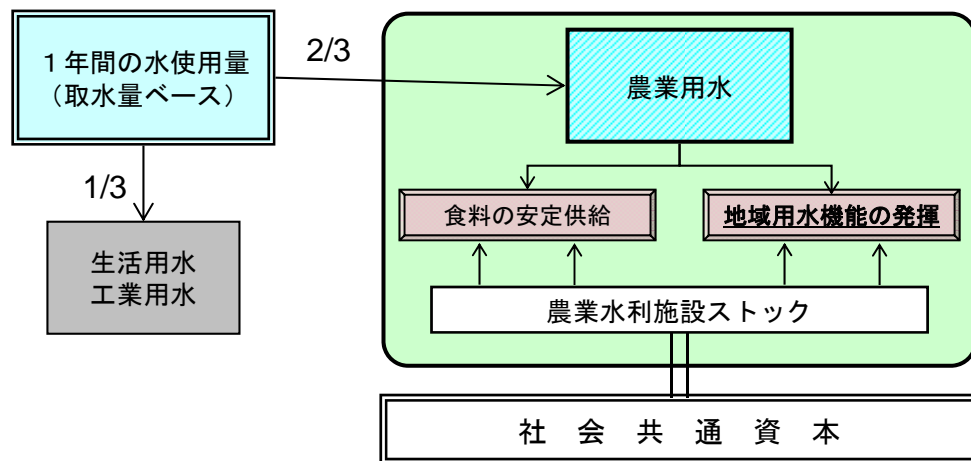
農山漁村地域整備交付金のうち地域用水環境整備事業

(現 状)

- ・ 農業用水の年間取水量は、我が国の水使用量の3分の2に相当。

(背 景)

- ・ 農業用水は、昔から「地域の水」として人々の生活に密着し、炊事、洗濯等の生活用水や消雪用水などの地域用水機能を発揮。
- ・ また、農村地域の景観形成や親水、生態系保全を通じて、地域住民や都市からの来訪者に「うるおい」や「やすらぎ」を提供。



- 農業水利施設の適切な保安全管理・整備と一体的に、農業用水の有する多面的な機能（地域用水機能）の発揮や、自然に恵まれた緑地空間の形成等を図ることにより、地域住民にも開かれた魅力ある農村空間の形成を推進。



親水機能

水深を浅くし、自然石を護岸に用いるなど、子どもたちが水に親しめるようにしています。



消流雪用水機能

冬には消流雪用水路として、住民の生活に欠くことのできない役割を担っています。



生態系保全機能

野生生物や魚類などの生息を助け、自然生態系の機能を再生しています。



生活用水機能

農作物や農機具などの洗い場として、昔から広く利用されています。

○ 食品流通拠点整備の推進

【令和5年度予算概算要求額 16,405 (12,566) 百万円の内数】

<対策のポイント>
卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援します。

<事業目標>
○ 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数 (55市場 [令和6年度まで])
○ 共同物流拠点における入荷時のトラックの積載率と比較して、出荷時の積載率を10%以上向上

<事業の内容>	<事業イメージ>
---------	----------









1. 卸売市場施設整備

生鮮食料品等の流通の核としての機能の高度化、防災・減災への対応、農林水産物の輸出拡大、食料安全保障に対応した生鮮食料品等の流通を実現するため、

- ① 品質・衛生管理の強化
- ② 物流業務の効率化、省力化
- ③ 保管調整機能の強化
- ④ 輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保
- ⑤ 輸出先国が求める衛生基準の確保

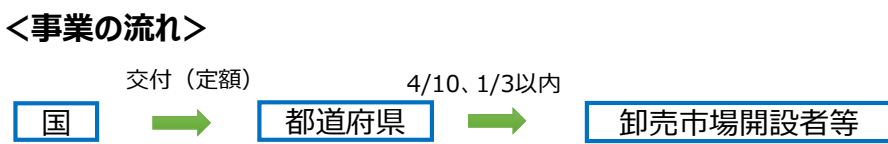
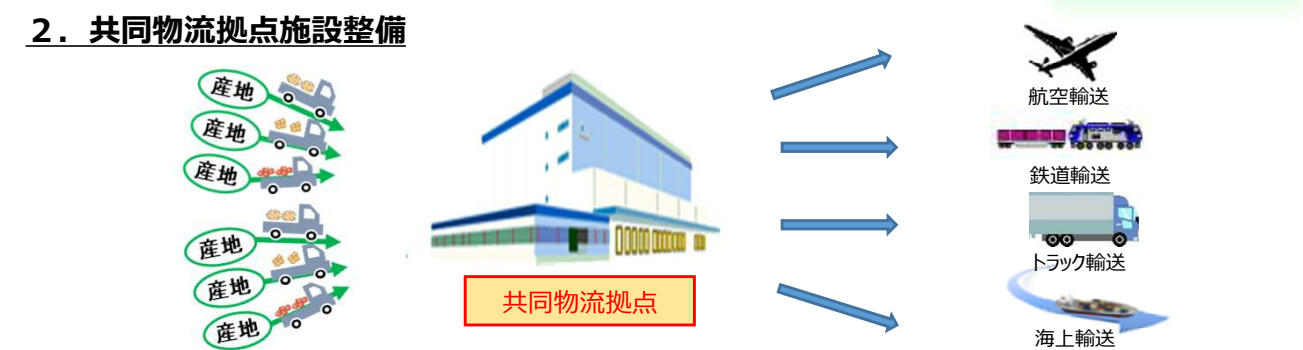
等に資する**卸売市場施設の整備**を支援します。

1. 卸売市場施設整備

<p>【温度管理、貯蔵保管機能の強化】</p>  <p>需要に対応した大小の定温施設</p>	<p>【効率・衛生的な荷下し・荷積み環境】</p>  <p>全天候型で、左右どちらにも荷下ろし可能な中央通路</p>	<p>【場内物流の効率化】</p>  <p>効率的な施設配置とレイアウトの自由度が高い売場</p>	<p>【買受人、実需者の利便性の向上】</p>  <p>温度管理に対応し、効率的に作業できる買荷保管積込所</p>
 <p>大規模流通に対応した保管施設</p>	 <p>外気の影響を受けないドックシェルター</p>	<p>場内作業の自動化</p>  <p>多段移動台車 棚上搬送ロボット</p>	<p>【防災機能の強化】</p>  <p>非常用電源</p>

2. 共同物流拠点施設整備

物流効率化やCO2排出削減に資する共同配送・モーダルシフトのための**ストックポイント等の共同物流拠点施設の整備**を支援します。



【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業

令和5年度概算要求額 **8.8 億円** (4.6 億円)

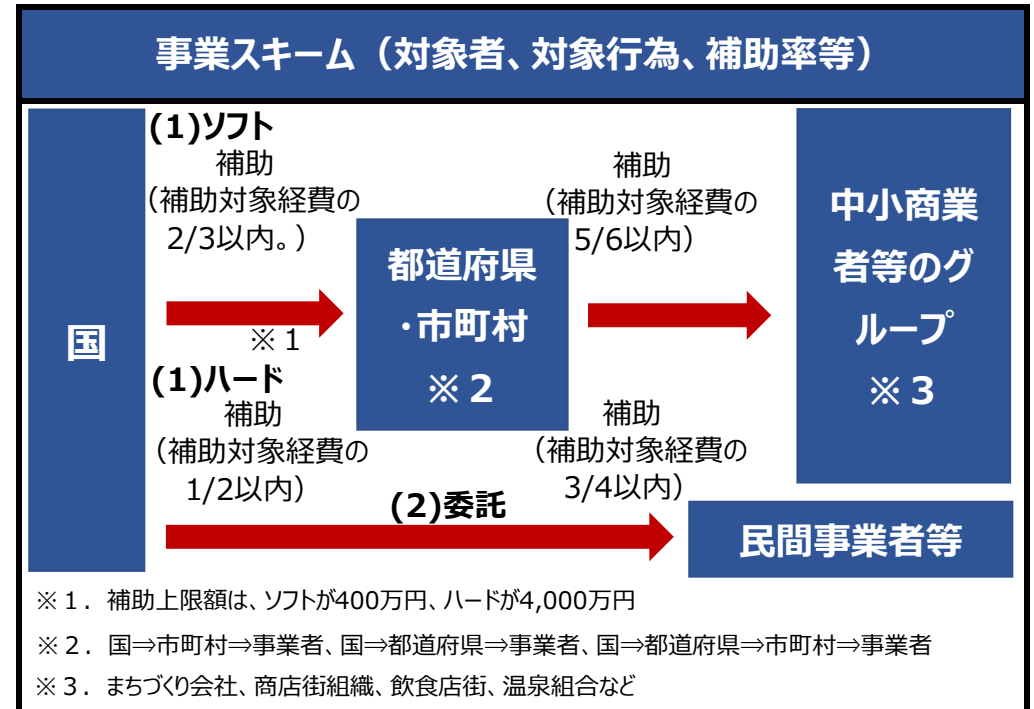
事業の内容

事業目的
 中小事業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する事業に対して、国と地方公共団体が協調して支援を行うとともに、テナントミックスの実現に向けた体制の構築やまちづくり人材の育成を支援することで、商業集積地の賑わい創出と地域の持続的発展を促進します。
 ※テナントミックスとは、商業集積活性化を図るための最適なテナント（業種業態）の組み合わせを意味しており、本事業では、地域の新たなニーズや需要に対応した最適な供給体制を面的に構築することを指す。

事業概要

(1) 地域商業機能複合化推進事業
 【ソフト事業】AIカメラ等の導入による来街者の属性・回遊情報の収集・分析や、空き店舗等を活用したチャレンジショップによる消費者ニーズの把握等、テナントミックスの実現に繋がる情報の収集・分析に係る取組を支援します。
 【ハード事業】最適なテナントミックスを実現するため、来街者の属性や消費動向等の分析を踏まえ、エリア全体への波及効果をもたらす魅力的な施設の整備を行う取組を支援します。

(2) 外部人材活用・地域人材育成事業
 地域に外部の専門人材を派遣し、テナントミックスの実現に向けた推進体制の構築や計画策定等を後押しするワークショップ等の伴走支援を行うとともにまちづくり人材の育成を実施します。



成果目標

商店街等において最適なテナントミックス等に取り組む推進体制を全国1,700の地域で構築します。

中心市街地共同住宅供給事業

※優良建築物等整備事業(市街地住宅供給型中心市街地共同住宅供給タイプ)による支援

事業概要

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、中心市街地における優良な共同住宅供給を支援することによって、街なか居住の推進を図り、中心市街地の活性化に寄与する。

主な事業要件

- ・ 内閣総理大臣により認定を受けた中心市街地活性化基本計画の区域内で行われる中心市街地共同住宅供給事業(法定事業)
- ・ 優良な住宅を10戸以上供給(延べ床面積の1/2以上が住宅)

対象地域

- ・ 中心市街地活性化基本計画の区域内

敷地及び建築物の基準

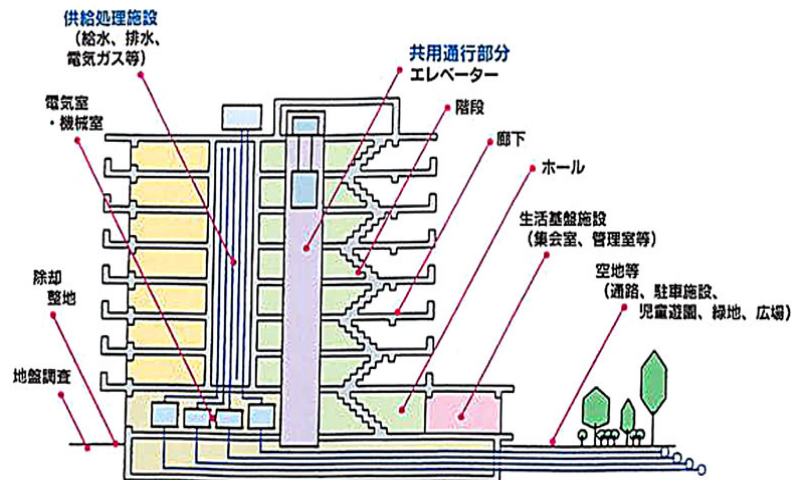
- ・ 敷地面積が概ね500㎡以上
- ・ 地上3階以上で、耐火建築物または準耐火建築物であること
- ・ 共用通行部分で交付対象となるものは、高齢者等の通行に支障が生じないようにバリアフリー化等がなされていること
- ・ 建ぺい率に応じた一定以上の空地が確保されていること
- ・ 敷地が原則として幅員6m以上の道路に4m以上接すること

施行者

地方公共団体、都市再生機構、地方住宅供給公社、民間事業者 等

補助対象費用

- ①調査設計計画
(基本構想作成、事業計画作成、地盤調査、建築設計)
- ②土地整備
(建築物除却等費、補償費)
- ③共同施設整備
(空地等の整備、供給処理施設、共用通行部分整備費等)



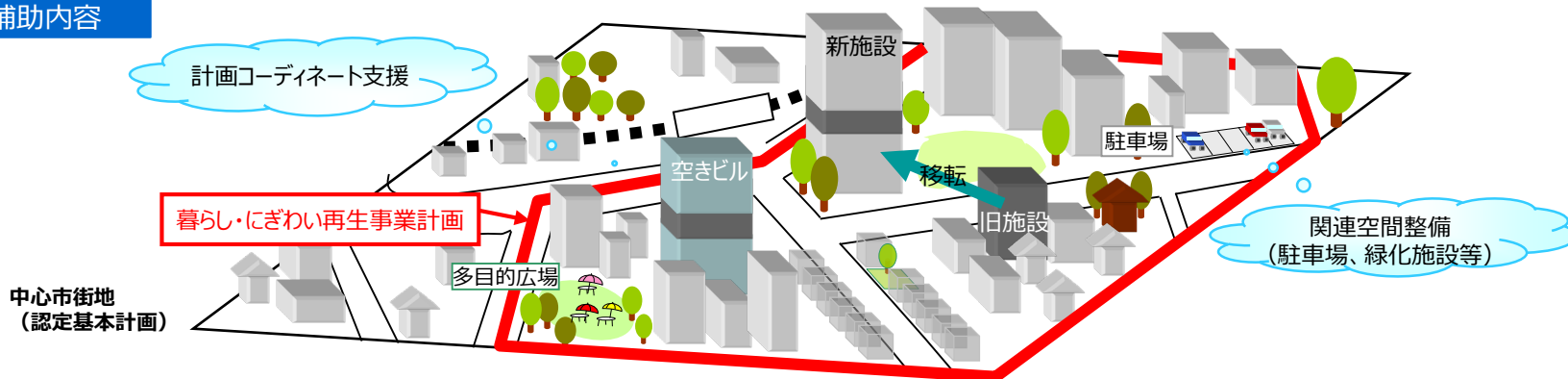
補助率

補助対象に対して国1/3、地方1/3、民間1/3
 (長期優良住宅の整備を含む場合は、
 国:2/5、地方:2/5、民間:1/5)

暮らし・にぎわい再生事業

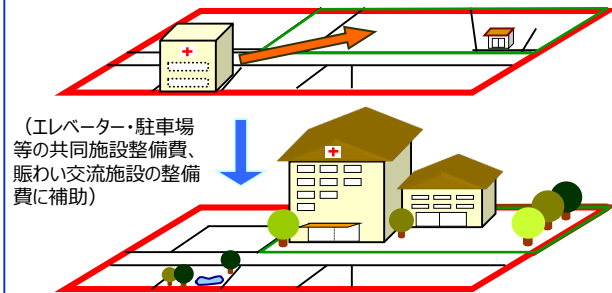
中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による中心市街地活性化基本計画の認定を受けた地区について、都市機能のまちなか立地、空きビル再生、多目的広場等の整備等を総合的に支援することにより、まちなかに公共公益施設等の都市機能等の導入を図る。

補助内容



都市機能まちなか立地支援

公共公益施設の整備に対し、補助



空きビル再生支援

空きビル等の公共公益施設・集客施設への改修に対し、補助



(改修工事費、共同施設整備費、賑わい交流施設の整備費に補助)

(スーパ-から生涯学習センターへのコンバージョン)

賑わい空間施設整備

多目的広場等の公開空地の整備に対し、補助

〔整備イメージ〕



対象施設

- ① 認定基本計画への位置付け
- ② 地階を除く階数が原則として3階以上※1 ※2
- ③ 耐火建築物等又は準耐火建築物等※1 ※2
- ④ 地区面積（敷地面積及び当該敷地に接する道路の面積の1/2の合計）が1,000㎡以上等を満たすものであること※2

施行者

地方公共団体
都市再生機構
中心市街地活性化協議会
民間事業者等

国費率

1/3
公益施設の割合が高い
(1/10以上) 等の一定の要件を満たす場合は、2/5

※1 三大都市圏及び政令指定都市を除く地域では、②の要件を適用せず、③の要件は、空地の整備等により周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされることをもって足りる。

※2 複数の小規模な暮らし・にぎわい再生事業を連鎖的に実施する場合であって、各施設の地区面積の合計が概ね1,500㎡以上等の要件を満たす場合は、②～④の要件を適用しない。

(1) 地方都市におけるイノベーション拠点の形成

官民連携まちなか再生推進事業 補助 4.8億円(1.39倍)

地方都市におけるまちなかの魅力の低下等による若年層の流出、大都市における国際競争力の相対的低下等の課題に対応するため、地方都市のイノベーション力と大都市の国際競争力を強化することが必要となる。

地方都市においては、イノベーションや新たな産業の創出を促進するため、多様な主体の連携による取組等を新たに支援する。また、大都市においては、日本や地方都市の魅力を世界に発信する取組等への支援を強化する。

地方都市イノベーション拠点形成事業の創設

地方都市のイノベーション拠点の形成に向けた仕掛けづくりへの支援を図るため、官民連携まちなか再生推進事業において、地域企業や行政、大学等の多様な主体が参画するエリアプラットフォームによる、将来ビジョンの策定、実証実験、大学等と連携した起業支援等の取組を総合的に支援する「地方都市イノベーション拠点形成事業」を創設。

地方都市イノベーション拠点形成事業

将来ビジョンの策定



多様な主体が参画するエリアプラットフォームによる将来ビジョンの策定

支援内容

地域企業や行政、大学等が集う多様な主体によるエリアプラットフォームの運営や活動エリアの将来ビジョン策定を支援



地方都市

地方都市のイノベーション拠点の形成に向けた仕掛けづくり（ソフト事業）を総合的に支援

社会実験



次世代モビリティなど新たなツールによる生活利便性の向上等に資する実証実験

支援内容

エリアプラットフォームを構成する地域企業等が行うイノベーションの創出に向けた実証実験を支援

大学等と連携した起業支援



行政・大学・金融機関が連携した新興企業支援の連携協定の締結

支援内容

まちづくりに資する大学発スタートアップ等の起業活動支援プログラムの運営や起業をサポートする専門家の派遣等の取組を支援

データ活用



カメラ・センサーの設置による人流データの取得・活用

支援内容

エリア内で展開する各種サービスの質の向上を促進するために必要なデータの取得・活用等の取組を支援

交流・連携



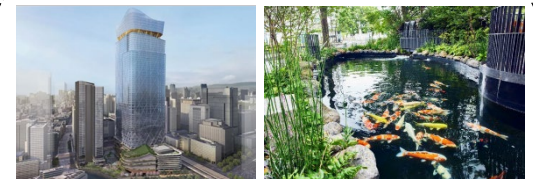
国際競争力強化拠点形成事業



大都市

日本や地方都市の魅力を世界に発信するためのシティプロモーション等の取組に対する支援を強化

シティプロモーション・情報発信



TOKYO TORCH（東京駅前常盤橋プロジェクト）では、新潟県小千谷市との連携による「錦鯉が泳ぐ池」など、国内外からの来訪者に向けて地域の魅力を発信するため、全国の地域と連携した取組を実施

選定されたモデル都市・地域に対して重点的に支援